

奨励金

10万円

男性の育児参加を促進する 中小企業者等に支給します。

【支給対象】

男性の育休取得率50%を達成した中小企業者等
※個人事業主や特定非営利活動法人、医療法人等を含む（詳細は要綱参照）
※育休期間は5日間以上

育児休業の対象となる男性従業員の総人数が分母、
育児休業を取得し職場復帰し勤務している者の人数を分子と
して、その割合が50%以上の場合、奨励金が出ます。

$$\frac{\text{育児休業を取得した者}}{\text{育児休業を取得できる者}} \geq 1/2$$

【補助額・申請受付時期】

奨励金額：10万円
申請期間：2026年（令和8年）1月1日～3月31日



申し込み・お問い合わせ

福山市経済環境局経済部産業振興課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号
電話：(084)928-1040 FAX：(084)928-1733
メールアドレス：koyouroudou@city.fukuyama.hiroshima.jp

制度詳細は福山市ホームページをご覧ください。



国（厚生労働省）の支援制度との併用を推進してください

出生時 育児休業 給付金	育児休業 給付金	出生後 休業支援 給付金	育児時短 就業 給付金	制度詳細は 厚生労働省ホームページ参照
--------------------	-------------	--------------------	-------------------	------------------------



育児休業中の職員は、申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、雇用先から給与が支給されない場合でも雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税であるため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。